令和８年 11 月 10 日
健康福祉部感染症・疾病対策課
感染症危機管理室 感染症対策係
電話：027-226-3316　内線：3259

# 県内にインフルエンザ注意報を発令します（今シーズン２回目）

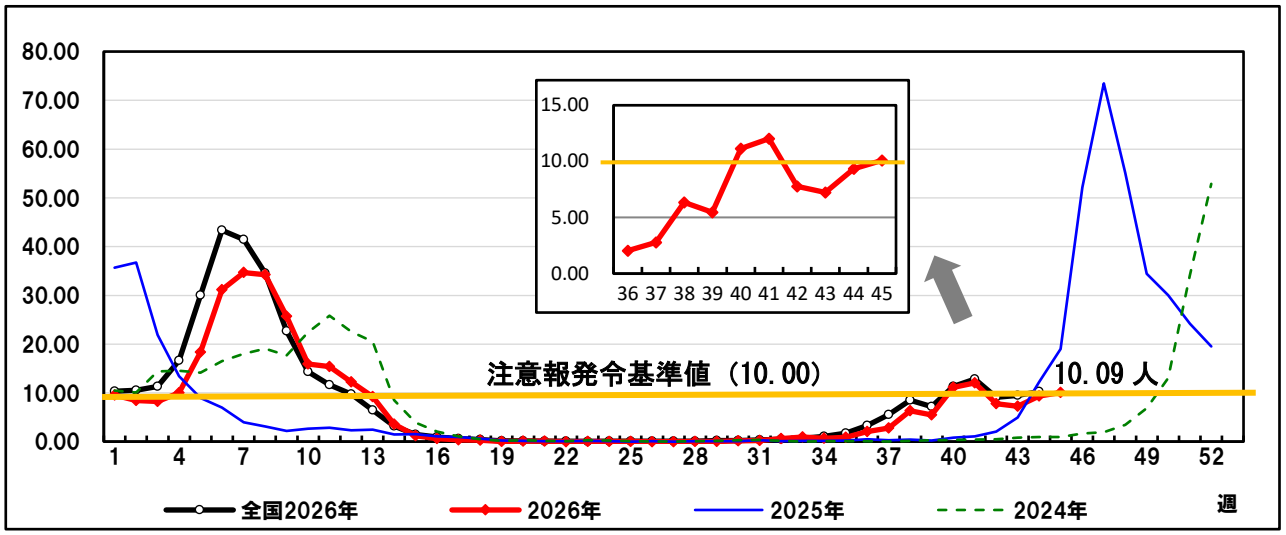
県内のインフルエンザ患者報告数が増加し、令和８年第 45 週（11 月２日から 11 月８日）の定点医療機関当たりの患者報告数が 10.09 人となりました。これは国が定める注意報発令基準値（10.00 人）を上回ったため、本日、県内にインフルエンザ注意報を発令します。

今シーズンは令和８年第 40 週に一度注意報を発令しましたが、患者報告数が基準値を下回ったため解除していました。しかし、その後、再び患者数が増加し、今回あらためて基準値を上回ったことから、県内での流行拡大が懸念されるため再び発令するものです。

県民の皆さまには、手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染対策を徹底するとともに、体調不良時には無理な登校や出勤を控えるなど、感染予防と感染拡大防止にご協力いただきますようお願いします。

## １　患者発生状況（定点あたりの報告数）

群馬県におけるインフルエンザの定点当たり報告数（人）




【発令基準】
・流行開始の目安：　１人以上
・**注意報発令　　：10 人以上**
・警報発令　　：30 人以上
注意報・警報発令後、定点あたりの報告数が 10 人未満となった場合、解除します。

## ２　過去の発令状況

| シーズン | 注意報発令 | 警報発令 | 警報解除 |
|---|---|---|---|
| 令和 8/9（２回目） | 11 月 10 日 | | |
| 令和 8/9（１回目） | 10 月６日 | なし | なし |
| 令和 7/8（2 回目） | １月 27 日 | ２月 10 日 | ３月 31 日 |
| 令和 7/8（１回目） | 11 月４日 | 11 月 18 日 | １月　13 日 |
| 令和 6/7 | 12 月 17 日 | 12 月 24 日 | ２月　４日 |

## ３　県民の皆さまへ

インフルエンザの感染拡大を防ぐため、次の対策を心がけましょう。

（１） 基本的な感染対策

・こまめに手洗いをしましょう。
・咳やくしゃみが出るときは、咳エチケットを心がけましょう。
・室内は定期的に換気しましょう。
・十分な睡眠とバランスの良い食事をとり、体調管理に努めましょう。

（２） 予防接種の検討

・インフルエンザワクチンには、発症や重症化を予防する効果があります。
・医師と相談のうえ、早めの接種をご検討ください。

（３） 体調不良時の対応

・発熱や咳などの症状がある場合は、登校や出勤を控えましょう。
・医療機関に受診する際は、事前に連絡のうえ受診しましょう。
・ご家族や周囲の方への感染を防ぐため、基本的な感染対策を徹底しましょう。

